

北しりべし廃棄物処理広域連合職員給与条例

全部改正 平成21年10月30日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、別に定めるもののほか、一般職に属する職員(以下単に「職員」という。)の給与について必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の額等)

第2条 職員の給与の額及び支給方法その他給与について必要な事項は、小樽市職員給与条例(昭和46年小樽市条例第3号。以下「市給与条例」という。)の例による。

(給与の調整)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の17の規定により派遣を受けた職員については、当該職員と当該職員を派遣した地方公共団体の他の職員との均衡上必要と認められる場合は、前条の規定によりその例によることとされる市給与条例の規定に基づき算定される給料月額その他の給与を調整することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員その他非常勤職員等の報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正)

2 (略)